

(別紙1)

第5次常滑市障がい者基本計画等策定業務委託事業仕様書

1 業務名称

第5次常滑市障がい者基本計画等策定業務委託事業

2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

3 策定する計画の名称と計画期間

- (1) 名称：第5次常滑市障がい者基本計画
計画期間：令和6年度～令和11年度
- (2) 名称：第7期常滑市障がい福祉計画
計画期間：令和6年度～令和8年度
- (3) 名称：第3期常滑市障がい児福祉計画
計画期間：令和6年度～令和8年度

4 業務内容

(1) アンケート調査・集計

① 調査対象者

約2,850名（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者）

② 調査票

市の実状に即した調査票案を提示すること。最終的には、障がい者基本計画等策定委員会等の議論を踏まえて決定するが、受託者は調査票案設計にあたっての助言、情報提供、素案の提案等を行う。また、調査票は見やすく答えやすいものとするため、設問の間隔、文字の大きさ等に配慮すること。

③ 調査票の作成、配布、回収に係る作業一式は受託者が行うものとする。

※調査表の印刷は市が行う。

※発送用封筒及び返信用封筒は、市から提供する。

④ 集計作業

単純集計及び3種類以上のクロス集計を行うこと。なお、市が要望するクロス集計

には随時対応すること。

⑤ 調査結果報告書

集計結果をグラフ化し、分析文を掲載すること。（報告書はA4サイズ、データ納品）

⑥ 日常生活用具の支給に係る主な日常生活用具の市場価格の動向調査

(2) 基礎データの分析

① 基本統計の把握

本市障がい者（児）に係る人口、受給者数、給付実績等の分析

② 上位計画及び関連計画の動向調査

③ 障がい者（児）福祉施策の実態把握

④ 国、県の計画との整合性

⑤ アンケート調査結果の分析

障がい者（児）の将来推計、サービス利用者数及び利用量の見込みの推計

(3) 計画課題の設定

① 「(2) 基礎データの分析」の結果等を踏まえた計画課題の抽出

② 分野別課題のとりまとめ

③ 重点課題の設定

(4) 障がい者基本計画等策定委員会等の運営支援

① 障がい者基本計画等策定委員会

ア 運営支援

年3回程度（各回1時間30分程度）開催される策定委員会にオブザーバーとして出席し、運営支援を行う。

イ 資料の作成

議事内容に応じて本市と事前に協議し、策定委員会資料を作成する。

ウ 議事録の作成

各策定委員会の議事録を作成し、本市へ提出する。

② 障がい者基本計画等策定委員会作業部会

ア 運営支援

年6回程度（各回1時間30分程度）開催される作業部会にオブザーバーとして出席し、運営支援を行う。

イ 資料の作成

議事内容に応じて本市と事前に協議し、作業部会資料を作成する。

ウ 議事録の作成

各作業部会の議事録を作成し、本市へ提出する。

(5) 計画素案の作成（計画本編及び概要版の作成）

上記調査や策定委員会等の結果をもとに、国、県の動向や関連計画との整合性を図りながら、「障害者基本法」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、「児童福祉法」、「医療的ケア児及びその家族の支援に関する法律」及び「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」に基づく計画内容の要件を満たすものとして、以下のとおり本市の地域性が反映された計画案を作成すること。

- ① 計画の基本的事項（理念、目標、施策体系、重点施策）の設定
- ② 施策体系ごとの具体的方策及び事業の検討
- ③ 計画骨子案の作成
- ④ 計画素案の作成
- ⑤ パブリックコメント実施支援
- ⑥ 計画内容の全体調整と計画案としてのとりまとめ

(6) 成果物の提出

成果物として次のものを本市へ提出すること。なお、障がい者（児）の特性を十分配慮し、本市と協議の上、適切な情報の伝達及び共有が確保されるよう音声コード、ルビ付等必要に応じて柔軟に対応をすること。

① 計画本編

a 第5次常滑市障がい者基本計画

A4判、1色刷り、60ページ程度（電子データにて納品）

b 第7期常滑市障がい福祉計画及び第3期常滑市障がい児福祉計画

A4判、1色刷り、60ページ程度（電子データにて納品）

※ 電子データは、一括版及びホームページ用として分割版を用意すること。

② 概要版

A4判、2色刷り、8ページ程度（電子データにて納品）

※ 概要版については、第5次常滑市障がい者基本計画・第7期常滑市障がい福祉計

画・第3期障がい児福祉計画の概要を記載したものを1冊にまとめること。

5 その他の条件等

(1) 会議、打ち合せ等

上記3(4)の会議、打ち合せ等は、原則、常滑市福祉課で行う。その他、必要に応じて協議のうえ、随時開催する。

(2) 情報収集・提供等

第5次障がい者基本計画等策定に係る国、県等の動向について情報を収集し、計画に反映すること。

(3) 再委託の禁止

本業務の受託者は、委託業務内容を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし事前に本市が承認した時はこの限りではない。

(4) 個人情報の取扱い

業務遂行にあたっては、個人情報の取扱いには十分留意し、本業務で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(5) 著作権の帰属

本業務で作成された計画書及びデータの著作権は、常滑市に帰属するものとする。

(6) その他

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じ協議の上決定するものとする。